別紙様式第10号(1)(第202条第3項第5号関係)

(日本産業規格A4)

業　　務　　報　　告　　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

厚生農業協同組合連合会名
所在地

年　　月　　日

殿

厚生農業協同組合連合会名
代表理事　　氏名
所在地

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第1　事業概況書
　1　連合会の事業活動の概況に関する事項
　(1)　事業の概況
　(2)　事業成績の推移
　(3)　事業の経過
　(4)　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項
　2　連合会の運営組織の状況に関する事項
　(1)　総会(又は総代会)の開催状況
　(2)　会員の状況
　(3)　役員の状況
　(4)　職員の状況
　(5)　組織の構成
　(6)　施設の設置状況
　(7)　子会社等の状況
　(8)　その他連合会の運営組織の状況に関する重要な事項
第2　貸借対照表
第3　損益計算書
第4　キャッシュ・フロー計算書
第5　注記表
第6　附属明細書
　1　計算書類に関する事項
　(1)　会員資本
　(2)　固定資産

(3)　外部出資
(4)　借入金
(5)　引当金等
(6)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務
(7)　給与費等
(8)　その他の重要な事項

2　事業概況書に関する事項
(1)　役員に対する報酬等
(2)　役員等の兼職等
(3)　役員との取引
(4)　その他の重要な事項

第7　剰余金処分計算書
第8　損失金処理計算書
第9　部門別損益計算書
第10　事業別の明細
第11　自己資本の基準の状況
1　医療事業
2　老人福祉事業
第12　員外利用の状況
第13　監査報告

(記載上の注意)
1　業務報告書中計算書類に係る金額は、本支所勘定決済終了後の数字を記載すること。
2　業務報告書の各様式(「第7　剰余金処分計算書」及び「第8　損失金処理計算書」を除く。)に記載する金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、農業協同組合連合会(以下業務報告書において「連合会」という。)の資産総額が五百億円以上の場合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。
3　業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
4　連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）　事業概況書

(記載上の注意)
1　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
2　各様式中の数値は、該当しない欄は「―」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。

3　各様式中、「当期増加額(又は当期増加)」及び「当期減少額(又は当期減少)」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

1　連合会の事業活動の概況に関する事項

(1)　事業の概況

(記載上の注意)

次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。

(1)　農林水産業情勢及び医業経営環境その他の連合会を取り巻く環境

(2)　連合会の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

(3)　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容

(4)　連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

(2)　事業成績の推移　　(単位：千円、人、円)

	年度	年度	年度	年度 (当期)
事業収益				
うち医業収益				
うち保健資材収益				
うち訪問看護収益				
うち施設運営収益				
うち老人福祉事業収益				
うち養成収益				
事業費用				
事業利益				
経常利益				
当期剰余金				
総資産				
純資産				
外来患者数				
入院患者数				
外来収入単価				
入院収入単価				
検診者数				
老人福祉事業利用者数				

(記載上の注意)

1　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

2　必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。

3　必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3)　事業の経過

年　月　日	処　　理　　事　　項

(記載上の注意)

1　当期における重要事項について、時の経過に従いその概要を記載すること。

2　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。

(1)　総会(又は総代会)、経営管理委員会、理事会、監事会

(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査

(3)　その他重要行事

(4)　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

(1)　総会(又は総代会)の開催状況

イ　通常総会(又は通常総代会)　　年　　月　　日開催

総会日現在正会員数(又は総代会日現在総代定数)		会員	左の議決権数　票
出席正会員数(又は出席総代数)	実際に出席した正会員数(又は実際に出席した総代数)		
	代　　理　　人		
	書　　面		
	計		
出席准会員数			
重要な議事及び決議事項			

ロ　臨時総会(又は臨時総代会)　　年　　月　　日開催

総会日現在正会員数(又は総代会日現在総代定数)		会員	左の議決権数　票
出席正会員数(又は出席総代数)	実際に出席した正会員数(又は実際に出席した総代数)		
	代　　理　　人		
	書　　面		
	計		
出席准会員数			
重要な議事及び決議事項			

(2)　会員の状況

イ　会員数　　(単位：会員数)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末
				持分全部の譲渡	解散	除名	その他	計	
正会員			( )		( )				
准会員	農業協同組合法第12条第2項第2号法人								
	農業協同組合法第12条第2項第3号法人								
	計								
合計			( )		( )				

(注) ( )内は、会員間の合併による加入、脱退で内数である。

ロ 出資口数 (単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正会員					
准会員	農業協同組合法第12条第2項第2号法人				
	農業協同組合法第12条第2項第3号法人				
	計				
合計					

摘要：1 出資1口金額 円
2 当期末払込済出資総額 円
3 1正会員当たり出資金額 円
4 1会員の持口最高限度 口

(3) 役員の状況

イ 役員数 (単位：人)

区分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経営管理委員					
理事 (うち常勤)	( )	( )	( )	( )	
監事 (うち常勤)	( )	( )	( )	( )	
合計					

(記載上の注意)

農業協同組合法(以下業務報告書において「法」という。)第30条の2第1項の経営管

理委員会制度を導入していない連合会にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

ロ　当期末現在の役員

区分			氏名	就任年月日	任期満了年月日	摘要
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				

（記載上の注意）

1　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。

(1)　職員と兼務している役員はその旨及び職員としての職制上の地位

(2)　実務精通役員（実務に精通し、連合会の事業内容につき十分な識見と能力を有する者）である場合には、その旨

(3)　各理事が担当している部門

(4)　重要な兼職の状況（第6附属明細書2(2)「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）

(5)　次のいずれにも該当する者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く連合会の理事を除く。）である場合にはその旨

イ　会員の組合員（准組合員を除き、会員の組合員で准組合員でないものを含む。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　会員の組合員たる法人の役員でない者

(6)　その他の特記事項

2　期末現在においてなお役員の権利義務を有する者についても記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

3　期中に退任（解任を含む。）があった役員についても表の末尾に記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

4　第139条第3号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

(4)　職員の状況　　（単位：人）

区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	当期末定員
参事						
医師						
薬剤師						
看護職員	保健師					
	助産師					
	看護師					
	准看護師					

医療技術員					
事務員					
その他職員					
合計					
うち常勤嘱託					
平均年齢	歳 月			歳 月	
平均勤続年数	年 月			年 月	
平均年間給与	千円			千円	

（記載上の注意）

1　職員は、職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）で、概ね1年以上継続して雇用している者）を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者について記載すること。

2　出向者がいる場合には、その人数を内数で括弧書きすること。

3　当期末退職者数は、「当期減少」欄に含めて記載すること。

4　「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均年間給与」欄は、常勤嘱託を除いた値を記載すること。

5　「平均年間給与」欄は、賞与等を含めて記載すること。

(5)　組織の構成

（記載上の注意）

連合会の機構等を分かり易く示すこと。

(6)　施設の設置状況

施設名					
所在地					
許可病床数	精神 結核 感染症 一般 療養				
	計				
職員配置状況	医師	常勤			
		非常勤			
	薬剤師				
	保健師 助産師 看護師 准看護師				
	放射線技師 臨床検査技師 理学療法士				

	作業療法士 栄養士 その他医療技術員				
	事務員				
	その他職員				
	計				
基準認可	看護類別	精神 結核 一般 療養			
各種指定	救急告示病院 臨床研修病院 救命救急センター へき地医療拠点病院 地域医療支援病院				
附属施設	各種学校、専修学校、看護師養成所				
へき地巡回診療車					
生活習慣病・婦人科検診車					
・ ・ ・					

（記載上の注意）

1　主たる施設について記載し、重要でない施設について記載を省略することができる。

2　車両について、補助金により取得した場合はその補助目的に従い記載すること。

(7)　子会社等の状況

イ　子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち連合会出身の者の数）	職員数（うち連合会出身の者の数）
						%	%	%	人 （　）	人 （　）

(記載上の注意)

1　子会社等(法第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。)について、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。)、子法人等(第203条第1号に規定する子法人等であるもの(法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。)をいう。)及び関連法人等(第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。)に分けて記載すること。

2　役員数及び職員数のうち「連合会出身の者の数」は、連合会の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ　子会社等の財産及び損益の状況　(単位：千円)

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	純資産計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

(記載上の注意)

1　子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。

2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

(8)　その他連合会の運営組織の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

第2　貸借対照表

別紙様式第5号(1)と同様とする。

第3　損益計算書

別紙様式第5号(2)と同様とする。

第4　キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー 　医業収入 　保健資材収入 　訪問看護収入 　施設運営収入 　老人福祉収入 　養成収入 　・・・・・ 　医業支出 　保健資材支出 　訪問看護支出 　施設運営支出 　老人福祉支出 　養成支出 　事業分量配当金の支払額 　・・・・・	
小　　計	
利息及び配当金の受取額 利息の支払額 法人税等の支払額 ・・・・・	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 　有価証券の取得による支出 　有価証券の売却による収入 　有形固定資産の取得による支出 　有形固定資産の売却による収入 　施設設備補助金の受入れによる収入 　貸付けによる支出 　貸付金の回収による収入 　・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 　短期借入れによる収入 　短期借入金の返済による支出 　長期借入れによる収入 　長期借入金の返済による支出	

・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金等に係る換算差額	
5　現金等の増加額(又は減少額)	
6　現金等の期首残高	
7　現金等の期末残高	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

区　分	金　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期利益(又は税引前当期損失) 減価償却費 退職給付引当金の増減額(△は減少) 賞与引当金の増減額(△は減少) 貸倒引当金の増減額(△は減少) 施設設備補助金収益 受取利息及び配当金 支払利息 有価証券売却損益(△は益) 固定資産処分損益(△は益) 医療債権の増減額(△は増加) 棚卸資産の増減額(△は増加) 仕入債務の増減額(△は減少) 事業分量配当金の支払額 ・・・・・	
小　計	
利息及び配当金の受取額 利息の支払額 法人税等の支払額 ・・・・・	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 施設設備補助金の受入れによる収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 ・・・・・	

投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 短期借入金の返済による支出 長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出 ・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金等に係る換算差額	
5　現金等の増加額(又は減少額)	
6　現金等の期首残高	
7　現金等の期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。

2　法令等に基づき、又は連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第5　注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項　　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	第4章第3節第5款に規定する事項について記載すること。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬(びゅう)の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	

重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等(損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。)に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること(連結計算書類を作成する連合会は、記載を要しない。)。
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	現金等の範囲について記載すること。

第6　附属明細書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）附属明細書

(記載上の注意)

1　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。

2　各様式中の数値は、該当しない欄は「―」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。

3　各様式中、「当期増加額」及び「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

1　計算書類に関する事項

(1)　会員資本　　(単位：千円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金				
資本準備金				
利益剰余金				
利益準備金				
その他利益剰余金				
○○積立金				
○○積立金				
当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)				
合計				

(記載上の注意)

1　当期中に重要な増減があった場合は、その理由を注記すること。

2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を簡潔に注記するか又は当該事項が分かる資料を別途添付すること。

(2)　固定資産　　(単位：千円、%)

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計額
有形固定資産	建物							
	構築物							
	医療用器械備品							
	その他の器械備品							
	車両及び船舶							
	放射性同位元素							
	リース資産							
	その他の有形固定資産							
	土地							
	建設仮勘定							
	計							
無形固定資産	借地権							
	ソフトウェア							
	リース資産							
	その他の無形固定資産							
	計							
外部出資その他の資産	長期前払費用							
合計								

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。

(1)　合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額

(2)　上記(1)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額

(3)　当期中に特別の理由により取得原価の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額

(4)　税法限度を超える償却を行っている場合には、その旨及び金額の合計額

2　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3　「償却累計率」欄は、取得原価に対する償却累計額の割合を記載すること。

4　「種類」欄は、該当しないものは削除するとともに、金額的重要性の乏しいものは一括して記載することができる。

(3)　外部出資　　（単位：千円）

出資先			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資						
		計				
系統外出資	株式					
	その他	農業信用基金協会				
	計					
子会社等出資	株式					
	その他					
	計					
合計						

(記載上の注意)

1　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額(外部出資等損失引当金を計上している場合にあっては、当該金額を控除する前の額)によって記載すること。

2　重要でないものについては、一括して記載することができる。

(4)　借入金

イ　長期借入金　(単位：千円)

借入先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高(うち1年内返済予定額)
				(　　)
				(　　)
				(　　)

ロ　短期借入金　(単位：千円)

借入先	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
1年内返済予定の長期借入金			
合計			

(記載上の注意)

1　「(1)　長期借入金」には、貸借対照表において固定負債として掲げられている長期借入金のほか、流動負債として掲げられている1年内返済予定のものを括弧内書き

すること。

2　借入先数が多い場合には、借入金の当期末残高の多い順で記載し、その当期末残高に重要性がない借入先は一括して記載することができる。

3　重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を注記すること。

4　仕入債務から振替、債務の免除等の特殊な理由による重要な増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を注記すること。

(5)　引当金等　　(単位：千円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
外部出資等損失引当金					
賞与引当金					
退職給付引当金					
役員退職慰労引当金					
合計					

(記載上の注意)

1　「当期減少額」欄のうち、「その他」欄は、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を注記すること。

2　「種類」欄は、該当しないものは削除することができる。

(6)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務

イ　子会社等との取引　　(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
	計			
	計			
合計				

(記載上の注意)

1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

2　「取引内容」欄は、事業区分ごとに計数を記載し、「摘要」欄に主要取引科目等を記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他取引」として一括して記載することができる。

ロ　子会社等に対する債権及び債務　　(単位：千円)

区分 / 会社名 / 取引内容	短期金銭債務				長期金銭債務			
			計	当期増減			計	当期増減

				(△)額				(△)額
合　　計								

区分 取引内容 会社名	短期金銭債権				長期金銭債権			
			計	当期増減(△)額			計	当期増減(△)額
合　　計								

(記載上の注意)

1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

2　「取引内容」欄は、債権及び債務の内容が正確にわかるように記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては、「その他取引」として一括して記載することができる。

3　債務保証を行っている場合は、「短期金銭債権」又は「長期金銭債権」欄に見返額を記載すること。

4　重要な貸付金又は借入金で、特別な回収又は返済条件(期限、利率等)のものがある場合には、その内容を注記すること。

5　重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(7)　給与費等　　(単位：千円)

損益計算書科目	内訳科目	金額
材料費	医薬品費 診療材料費 医療消耗器具備品費 給食用材料費	
	計	
給与費	役員報酬 給料 賞与 うち賞与引当金繰入額 退職給付費用 役員退職慰労引当金繰入額 法定福利費	
	計	
委託費	検査委託費 給食委託費	

	寝具委託費	
	医事委託費	
	清掃委託費	
	保守委託費	
	その他の委託費	
	計	
設備関係費	減価償却費	
	器機賃借料	
	地代家賃	
	修繕費	
	器機保守料	
	器機設備保険料	
	車両関係費	
	計	
研究研修費	研究費	
	研修費	
	計	
業務費	福利厚生費	
	旅費交通費	
	職員被服費	
	通信費	
	広告宣伝費	
	消耗品費	
	消耗器具備品費	
	会議費	
	水道光熱費	
	賃借料	
	保険料	
	交際費	
	諸会費	
	租税公課	
	貸倒損失	
	貸倒引当金繰入額	
	雑費	
	計	
合計		

（記載上の注意）

「賞与」は、目的使用による賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算した額を記載すること。

(8)　その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他計算書類の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業概況書に関する事項

(1)　役員に対する報酬等　　（単位：千円）

区　　分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
経営管理委員		
理　　事		
監　　事		
合　　計		

（記載上の注意）

1　法第30条の2第1項の経営管理委員会制度を導入していない連合会にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

2　「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

3　報酬以外の金額については、その金額を「当期中の報酬等支払額」欄に括弧内書すること。

4　経営管理委員、理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に経営管理委員、理事及び監事とを区分してそれぞれの金額を記載すること。

(2)　役員等の兼職等

区　　分			氏　　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			

（記載上の注意）

法第30条の2第5項の連合会の理事並びに連合会の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

(3)　役員との取引　　（単位：千円）

役職名・氏名	取　引　内　容　及　び　金　額			摘　要
	取引の種類	取　　引　　金　　額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		

(記載上の注意)

1　経営管理委員、理事又は監事との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。

2　「取引の種類」欄は、貸付金、未収金及び未払金等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。

3　「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。

4　取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減(△)額」欄について記載すること。

5　期末に債権及び債務の残高がない場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減(△)額」欄は除いて記載すること。

6　債務保証、手形裏書を行っている場合は、「取引金額」欄に見返額を記載すること。

7　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。

8　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(4)　その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業概況書の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第7　剰余金処分計算書

第　　年度(　　年　　月　　日)剰余金処分計算書

(単位：円)

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金 2　任意積立金取崩額 ・　・　・ 計 3　剰余金処分額 (1)　利益準備金 (2)　任意積立金 ○○積立金 ・　・　・ (3)　事業分量配当金 4　次期繰越剰余金	

(記載上の注意)

1　目的積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名

称を付した科目をもって記載すること。

2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載した場合は、その旨を注記し、記載を省略することができる。

3　事業分量配当の基準を注記すること。

第8　損失金処理計算書

第　　年度(　　年　　月　　日)損失金処理計算書

(単位：円)

科　　目	金　　額
1　当期未処理損失金 2　損失金処理額 (1)　任意積立金取崩額 ○○積立金取崩額 ・・・ (2)　利益準備金取崩額 (3)　資本準備金取崩額 3　次期繰越損失金	

第9　部門別損益計算書

別紙様式第5号(3)と同様とする。

第10　事業別の明細

(単位：千円)

		内　訳　科　目	金　　額
保健資材事業	収益	保健資材供給高 保健資材雑収入	
		計	
	費用	保健資材受入高 保健資材雑費	
		計	
訪問看護事業	収益	訪問看護療養費収益 基本利用料収益 その他の利用料収益 その他の訪問看護療養収益	
		計	
	費用	訪問看護材料費 訪問看護医薬品費 その他の訪問看護材料費 訪問看護消耗器具備品費	
		計	
施設運営事業	収益	介護保健施設介護料収益 居宅介護料収益	

		利用者等利用料収益 その他の施設運営収益	
		計	
	費用	施設療養医薬品費 施設療養給食材料費 施設療養材料費 その他の施設療養材料費 施設療養消耗器具備品費	
		計	
老人福祉事業	収益	居宅介護支援収益 居宅サービス収益 居宅サービス利用者等利用料収益 福祉受託料収益 福祉雑収入	
		計	
	費用	福祉材料費 福祉消耗器具備品費 その他の福祉材料費	
		計	
養成事業	収益	授業料収益 養成賄収益 養成補助金 養成雑収入	
		計	
	費用	養成手当 養成経費 養成委託費	
		計	
○○事業	収益		
		計	
	費用		
		計	

（記載上の注意）

連合会が行っている医療事業以外の事業について記載すること。

第11　自己資本の基準の状況　（単位：千円、％）

項目	金額又は比率
自己資本の額　①	

有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②	
設備借入金その他の借入金の額 ③	
リース債務の額 ④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤	
規制対象固定資産の額 ⑥(②－③－④－⑤)	
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩	
規制対象外部出資の額 ⑪(⑦－⑧－⑨－⑩)	
自己資本不足額 ⑫(⑥＋⑪－①)	
比率 ⑬(①／(⑥＋⑪)×100)	

(記載上の注意)

1 この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。

2 「自己資本の額」欄は、第201条第1項に規定する自己資本の額を記載すること。

3 「外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。)」欄は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、第201条第3項各号に掲げる額の合計額を減じて得た額を記載すること。

第12 員外利用の状況

1 医療事業 (単位:千円、%)

	当期利用高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
医療事業				

(記載上の注意)

1 「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

2 「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

2 老人福祉事業 (単位:千円、%)

	当期利用高	当期会員利用高 (A)	当期会員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)／(A)×100
老人福祉事業				

(記載上の注意)

1 「当期会員利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者(法第10条第22項の規定

によりこれらの者とみなされる者を含む。以下この様式において同じ。)の利用高の額を、「当期会員以外利用高」欄は連合会を直接又は間接に構成する者以外の者の利用高の額を、それぞれ記載すること。

2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

第13　監査報告

(記載上の注意)

法第36条第5項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。